

令和 5 年 1 月 2 5 日



## 容量市場 2022 年度メインオークションに係る事後監視の結果報告

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という）は、2022 年 11 月に電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という）において実施された容量市場メインオークションに応札している特定の事業者について、「容量市場における入札ガイドライン（以下「ガイドライン」という）」に基づき、「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」等の問題となる行為が行われていなかったかという観点から「事後監視」を行いました。

本日、事後監視の結果をとりまとめましたので、以下のとおり公表します。

### 監視の観点と監視結果

#### 〔1〕監視の観点（市場支配力を有する事業者<sup>注1</sup>の監視）

- 容量市場において市場支配力を有する事業者が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない又は期待容量<sup>注2</sup>を下回る容量で応札すること（売り惜しみ）や、「電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額」を不当に上回る価格で応札すること（価格つり上げ）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拋出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。
- こうした観点から委員会は、ガイドラインに基づき、オークションへの応札前後において、市場支配力を有する事業者による「売り惜しみ」や「価格つり上げ」等の問題となる行為を防止すべく、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしており、今般、以下〔2〕、〔3〕のとおりに事後監視を実施した。

注1：前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配力を有する事業者<sup>注2</sup>に該当する。原則として、500 万 kW 以上の発電規模を有する事業者とする。ただし、500 万 kW 未満の発電規模の事業者であっても、前年度のメインオークションの結果等をもとに市場支配力を有する事業者と判断される場合がある。

注2：設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

#### 〔2〕売り惜しみの事後監視

- 売り惜しみの事後監視では、「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源が、売り惜しみにあたらぬ以下の正当な理由のうち、①から④のいずれに該当するかどうか確認することとしており、監視対象事業者から理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認した結果、いずれの電源も正当な理由に該当するものであり、問題となる電源は確認されなかった。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）によって、リクワイアメント<sup>注3</sup>を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度においてFIT認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合

注3：維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと等

### 〔3〕 価格つり上げの事後監視

- ・ 価格つり上げの事後監視では、以下の電源について、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方に基づき価格が算定されているか確認するとともに、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、JERAが応札した一部の電源を除き、問題となる電源は認められなかった。

- ① 約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ  
ただし、市場分断が起きた場合は分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源ずつ  
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源  
ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるとして判断した場合に限る。

- ・ 一方、JERAが応札した一部の電源について、同社から、「誤った算定方法に基づき応札価格を決定した」旨の報告を受けた。これを受け、事実関係を確認した結果、上記の算定誤りに伴い、「電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額」を上回る価格で応札されたことを確認した。JERAの行為は、意図的であったとは認められないが、これにより、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成され、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあるものである。このため、委員会は、JERAに対し、再発防止策の確実な実施等の措置を講じるよう指導した。
- ・ なお、資源エネルギー庁及び広域機関には当該事実を共有しており、両者から、「JERAが誤った算定方法に基づき応札価格を決定した一部の電源について、応札価格を是正した上で、約定処理を実施する等の対応をする」旨の情報提供があった。

(以上)